

平成 2 7 年度第 1 回総合教育会議

協議事項

高松市総合教育会議運営要綱（案）

（目的）

第１条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１条の４第９項の規定に基づき、高松市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議・調整事項）

第２条 総合教育会議は、次に掲げる事項について協議及び調整する。

- （１）教育、学術及び文化の振興（以下「教育等の振興」という。）に関する総合的な施策の大綱の策定又は変更に関すること。
- （２）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育等の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- （３）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

（組織）

第３条 総合教育会議は、市長及び教育委員会で構成する。

（会議）

第４条 総合教育会議は、市長が招集する。

- ２ 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議の必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- ３ 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要と認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項等に関して意見を聞くことができる。
- ４ 総合教育会議の進行は、市長が行う。

（会議の公開）

第５条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（傍聴）

第６条 総合教育会議の傍聴については、高松市教育委員会の会議の例による。

（議事録の作成及び公表）

第７条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開とした部分については、公表しないことができる。

(庶務)

第8条 総合教育会議の庶務は、教育局総務課にて行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月 日から施行する。

大綱の策定について

《関係法令抜粋》

◆大綱とは？

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

文科省初等中等教育局長通知より

（１）大綱の定義

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。

（２）大綱の記載事項

学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等

◆教育振興基本計画との関係は？

文科省初等中等教育局長通知より

（３）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えると判断し

た場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

◆ 参考

教育基本法（平成18年法律第120号）

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

◆ 大綱の策定方法

（案1）総合計画の教育に関する部分をもって大綱とする。

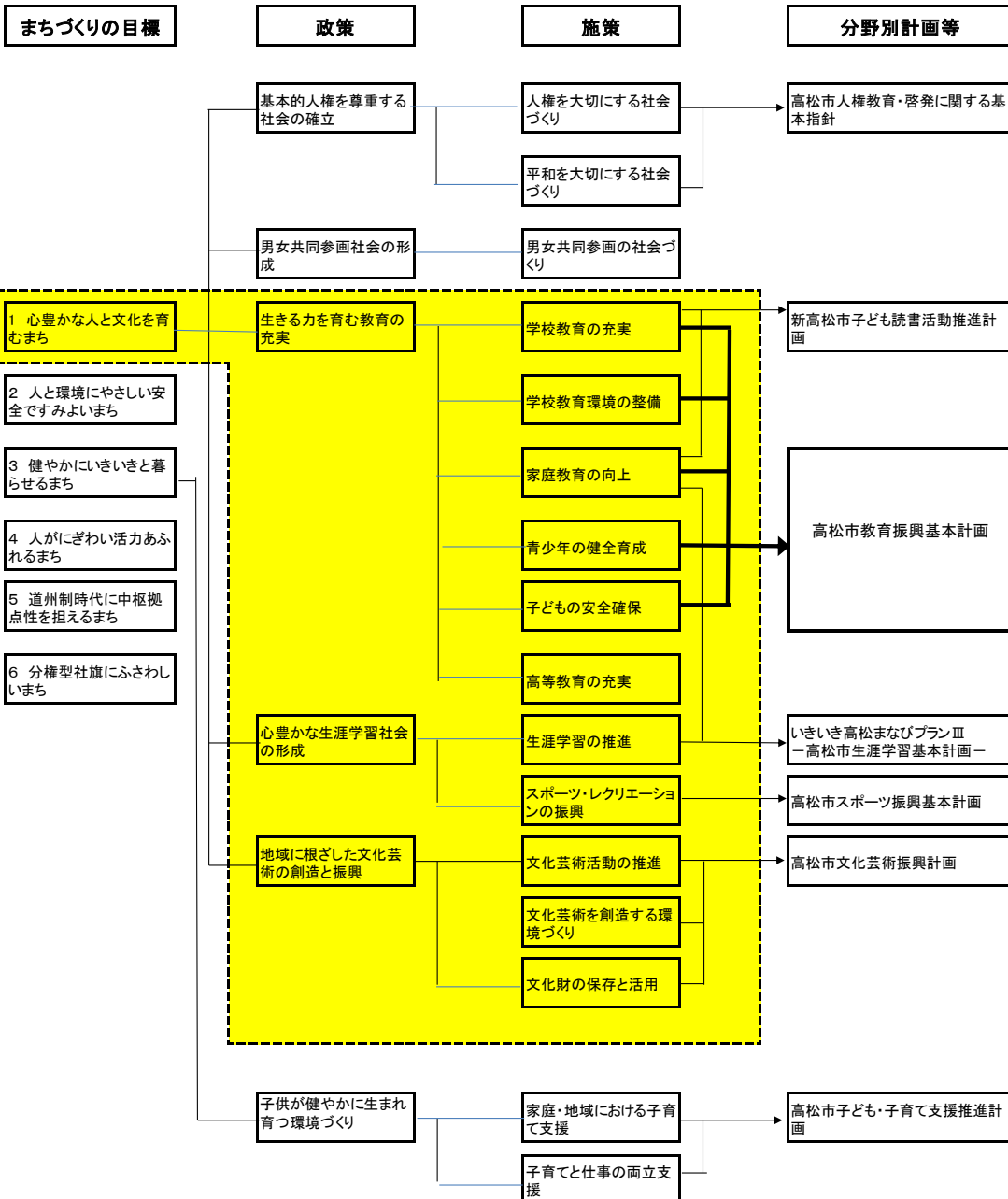
（案2）教育振興基本計画をもって大綱とする。

（案3）総合計画の教育に関する部分と教育振興基本計画の基本目標等をもとに策定する。

第 5 次高松市総合計画の施策の大綱

○第5次高松市総合計画

目指すべき都市像：文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松



第5次高松市総合計画の施策の大綱

○第5次高松市総合計画

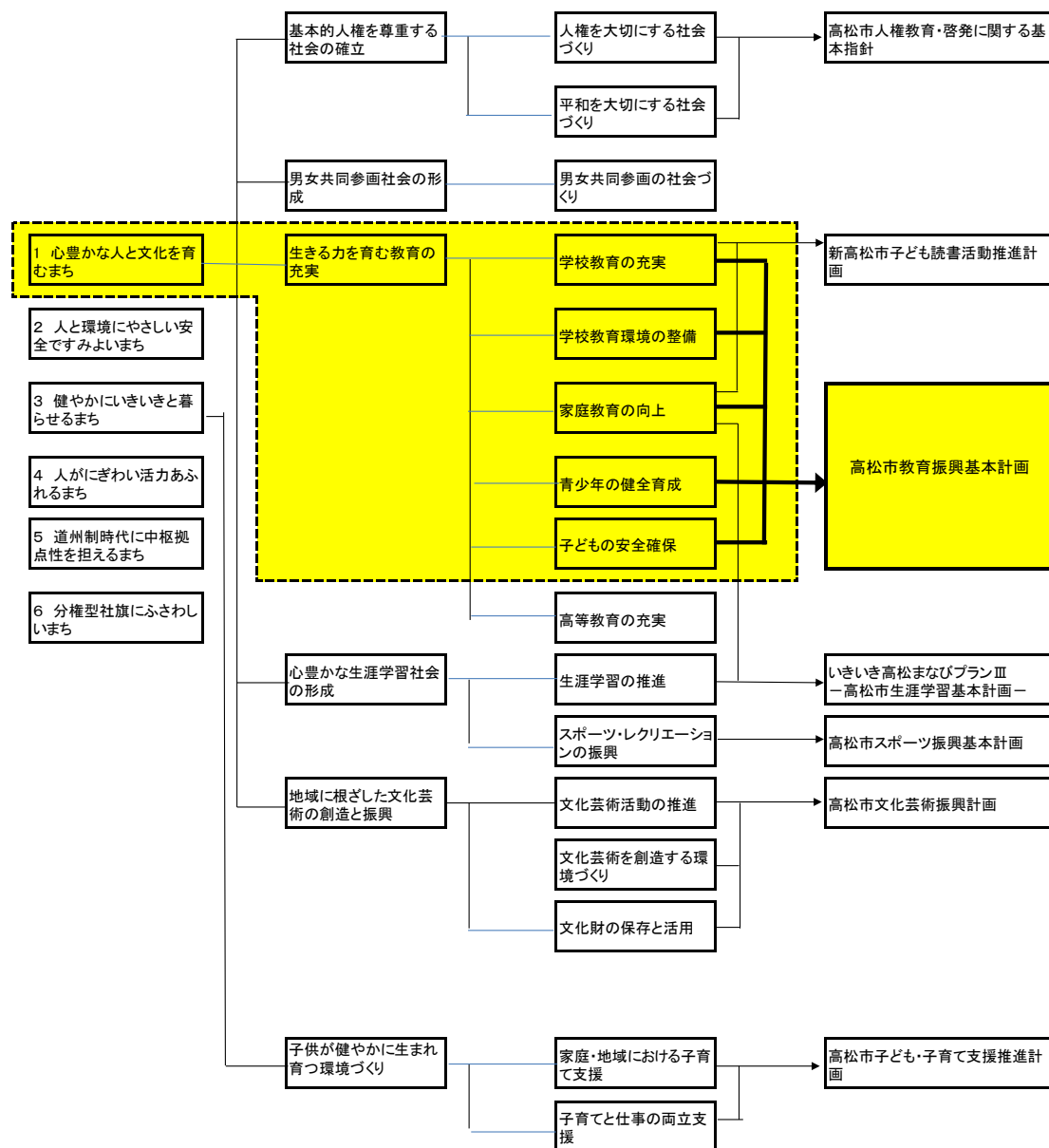
目指すべき都市像：文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

まちづくりの目標

政策

施策

分野別計画等



《イメージ図》

【基本理念】

確かな学力と豊かな心をはぐくみ
夢にむかってたくましく生きる人づくり

【基本方針】

I 学校教育の充実

子どもたちの確かな学力と、豊かな心と体を育成するとともに、教員の資質向上と教育指導体制の充実を図り、学校教育の充実に努めます。

II 学校教育環境の整備

学校教育施設や教材等を整備するとともに、家庭・地域との連携による学校の活性化を図るほか、就学支援を充実するなど、学校教育環境の整備に努めます。

III 家庭教育の向上

子育てについて学習する機会や、家庭教育の情報提供の充実を図るとともに、複雑・多様化する子育て相談に適切に対応するなど、家庭教育の充実に努めます。

IV 青少年の健全育成

体験・交流の場づくりや、非行防止活動の推進、情報モラル教育の推進などを通じて、青少年の健全育成に努めます。

V 子どもの安全確保

地域と連携した安全パトロールの実施や、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応など、子どもの安全確保に努めます。

VI 心豊かな生涯学習社会の形成

心豊かな生涯学習社会の形成を図るため、学習の機会の拡充や図書館を始めとする施設等の充実により生涯学習を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション活動の推進や東部公園など施設の整備を行うほか、地域密着型トップスポーツチームを支援し、スポーツ・レクリエーションの進行を図ります。

VII 地域に根ざした文化芸術の創造と振興

地域に根ざした文化芸術の創造と振興を図るため、文化芸術ホール等を活用して優れた文化芸術に触れる機会の充実や人材の育成・支援など、市民の自主性、創造的な文化芸術活動を推進します。

現行の教育振興基本計画から抜粋

現行の高松市総合計画から抜粋